

養育費履行確保支援事業を拡充し、 「養育費保証契約締結経費補助金」を新設します

養育費の不払いをなくし、子どもの養育費の履行が確保されるよう、養育費履行確保支援事業を拡充し、これまで実施していた「公正証書等作成経費補助金」に加え、「養育費保証契約締結経費補助金」を新設し、受付を開始します。

1 受付開始

令和5年7月3日(月)

2 受付場所

管轄の福祉事務所内「地域こども相談センター」

3 内容

養育費が支払われない場合に、支払義務者に代わって、立て替え等を行う保証会社と、1年以上の養育費保証契約を締結した際の保証料として申請者が負担した経費の一部を補助。

① 補助対象となる経費

令和5年4月1日以後に締結した保証契約(原則6か月以内に締結したもの)について、補助金の申請者が負担した保証契約締結のための保証料。

② 補助額 上限 50,000円

③ 補助対象者 申請時に、ひとり親で、岡山市内に居住し、以下の要件を満たす人

ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同程度の所得水準にある人

イ 養育費の取り決めに係る債務名義を有し、1年以上の養育費保証契約を締結し、その保証料を負担した人

ウ 養育費の対象となる児童を現に監護している人

エ 過去に同一の児童を対象として、他自治体含め同様の補助金を交付されていない人

4 その他

岡山市養育費履行確保支援事業の詳細及び、従来の「公正証書等作成経費補助金(令和3年8月開始)」は別添チラシにてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 こども福祉課 野村・武 直通086-803-1221 内線4781・4782

令和5年度岡山市養育費履行確保支援事業

未成年の子どもを持つ父母が離婚するときには、面会交流や養育費の分担など子どもの監護に必要な事項について、父母で協議し定めることとされています。しかし、母子家庭のうち、養育費の取り決めをしている割合は約47%、養育費を受け取っている割合は約28%（R3全国ひとり親世帯調査）と低い状況です。そこで、子どもの利益を最優先に、養育費の支払いを確保するため、公正証書等の作成支援、保証契約締結支援の補助金を交付します。



- 【対象者】** 申請時に、ひとり親で、岡山市内に居住し、以下の要件を満たす方
- ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同程度の所得水準にある方
 - イ 養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に係る経費を負担した方
又は1年以上の養育費保証契約を締結しその保証料を負担した方
 - ウ 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
 - エ 養育費の対象となる児童を現に監護している方
 - オ 過去に同一の児童を対象として、他自治体含め同様の補助金を交付されていない方

【1】公正証書等作成経費補助金

① 内容

養育費に関して、次のような強制執行が可能になる債務名義を有する証書等を作成した際に、作成にかかった費用の一部を補助します。(原則6か月以内に作成したもの。)

- ア 公正証書（強制執行認諾約款付に限る。公証人役場で作成）
 - イ 調停調書（家庭裁判所の離婚調停や養育費請求調停により作成）
 - ウ 確定判決（家庭裁判所）
- ② 補助額 申請者が負担した次の対象経費について **上限43,000円**
- ③ 補助対象経費 ※領収書等が必要です
- ア 公証人手数料
 - イ 家庭裁判所の養育費請求調停（離婚）申し立てや裁判に要する収入印紙代など調停調書や判決書に係る収入印紙代
 - ウ アイの書類作成にあたり添付する戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代等
※交通費や弁護士費用は対象となりません。

【2】養育費保証契約締結経費補助金(新設)

令和5年7月3日から受付開始

① 内容

1年以上の養育費保証契約を保証会社と締結した際の保証料の一部を補助します。
令和5年4月1日以後、原則6か月以内に締結した保証契約が対象です。

② 補助額

補助金の申請者が負担した養育費保証契約締結のために要した保証料。 **上限 50,000円**

③ 補助対象経費 ※領収書等が必要です

保証会社等と養育費保証契約を締結する際に要した契約締結のための保証料

※裏面有ります

【申請に必要な書類】

- ① 養育費履行確保支援事業補助金交付申請書
- ② 申請者及び対象児童の戸籍謄本または抄本
- ③ 世帯全員の住民票の写し
- ④ 児童扶養手当証書の写し ※児童扶養手当受給者の場合
- ⑤ 申請者の前年の所得証明書（1～5月申請の場合は前々年） 申請書類など詳細はこちら
※児童扶養手当受給者でない場合
- ⑥ 【公正証書等作成経費補助金の場合】 養育費の取り決めをした債務名義を有する文書の写し。公正証書又は確定判決書または調停調書等
- ⑦ 【養育費保証契約締結経費補助金の場合】 養育費保証契約書の写し
- ⑧ 補助対象経費の領収書の写し（申請者が負担したものに限り）
※この補助金の申請のための経費は対象となりません。



【申請期日・申請窓口】

公正証書等を作成した日、養育費保証契約を締結した日(令和5年4月1日以後に限る)から、6ヵ月以内に、お住まいの管轄である次の福祉事務所の母子・父子自立支援員に申請してください。

◆相談・申請 次の福祉事務所の母子・自立支援員までお尋ねください。

名称	所在地	電話番号
北区中央福祉事務所	岡山市北区鹿田町一丁目1-1	086-803-1824
北区北福祉事務所	岡山市北区谷万成二丁目6-33	086-251-6521
中区福祉事務所	岡山市中区赤坂本町11-47	086-901-1234
東区福祉事務所	岡山市東区西大寺中二丁目16-33	086-944-0131
南区西福祉事務所	岡山市南区妹尾880-1	086-281-9652
南区南福祉事務所	岡山市南区福田690-1	086-261-7127


【養育費・面会交流相談】

養育費の取り決めの仕方がわからない、今からでも作成できるだろうかなど、分からないときはご相談ください。専門家が無料で相談に応じます。

- 毎月第4火曜日 13時から17時 先着4組（1組1時間） 無料
- 電話で実施日の前週の金曜日（金曜日が祝日の場合は木曜日）の17時までにご予約ください。 予約先：☎086-803-1221（岡山市こども福祉課）

【ひとり親家庭相談・支援事業】

岡山市では休日・夜間の相談事業を実施していますのでご利用ください。

- ◆さえずりカフェ 日時:第1～第4日曜日12時～17時
場所:きらめきプラザ2階6号室（北区南方2-13-1）
※第4日曜日は弁護士または司法書士の無料専門相談あり(要予約)
問 ok.boshikai@gmail.com 電話086-230-3803
- ◆さえずりホットライン 平日18時～21時、土日祝日10時～21時
相談電話 080-8519-9334 相談LINEは 



作成：岡山市こども福祉課（電話086-803-1221）